

《明治期（1868～1912）の歴史》＊まとめ

→歴史の流れを試験前に暗記するのに役立つ、要点を書き込む

- (1868) 10/14 **【倒幕の密勅】** (明治天皇) →薩長 憎むべき**岩倉具視**
【大政奉還】 (15代慶喜の政権返上) →江戸幕府消滅 名を捨て実を取る
- 12/9 王政復古の大号令→摂関・幕府廃絶
(武力クーデター)
非合法の政権交代

三職 〈**総裁**・**議定**・**参与**〉

小御所会議→慶喜へ“**辞官納地**”内大臣と徳川の所領返せ！

- (1868) **戊辰** 戦争 (～69) ✖鳥羽・伏見の戦い→江戸無血開城→会津落城
勝海舟・西郷隆盛・アーネストサトウ
→会津鶴ヶ城と白虎隊の悲劇を記憶してほしい
- 〈新政府vs旧政府〉 ✖箱館五稜郭の戦い (榎本武揚降伏) 土方死す。

幕末維新期の情勢 早稲田(商)2009

幕末維新期に関する次の記述のうち誤っているものを2つ選べ。

1. 王政復古の大号令によって摂政・関白や将軍が廃止され、総裁・議定・参与の三職が置かれた。
2. 有栖川宮総裁の下、議定には皇族・公家が、参与には有力藩の藩主が任じられた。
3. 小御所会議で徳川慶喜に辞官納地を命じたため、鳥羽・伏見の戦いに発展した。
4. 新政府は東征軍を派遣したが、参議西郷隆盛と勝海舟との談判によって江戸城は無血開城された。
5. 新政府は五箇条の誓文を出して諸侯による会議開催を宣言し、公儀輿論尊重の方針を示した。

誤文→2・5。参与には有力藩の藩主でなく

- 3/14 五箇条の誓文 (新政の基本方針) →公議世論・開国和親
(由利公正→福岡孝弟→木戸孝允) 史料参照
- 3/15 五榜の揭示 (旧幕府の民衆統制継承) →五倫道德
＊高札の形式→対民衆 徒党・逃散・強訴禁止
キリスト教禁止→浦上信徒弾圧
- 政体書** →〈中央〉**太政官七官制** (三権分立・官吏公選)
〈地方〉府藩県三治制

東京遷都→東京府 (1943 東京都) 東の京都
慶応→明治改元→**一世一元** の制 (1人の天皇に1人の元号)

神仏分離令 (神道国教化政策) →廃仏毀釈

- (1869) **版籍奉還**……………・薩長土肥藩主の奉還建白→奉還命令
(名目的中央政権)・旧藩主→知藩事 (藩政を司る)
・**三官六省制** (太政官の上位に神祇官)
- (1871) **廃藩置県**……………・薩長土→御親兵 (72) 近衛兵→(91) 近衛師団
(実質的中央集権) ・藩政全廃→3府 302 県→3府 72 県→(88) 3府 43 県
・知藩事罷免 (東京集住) ≠中央から府知事・県令
・**太政官三院八省制** (正院/左院/右院)→有司専制体制

日清修好条規→初の対等条約 (日**伊達宗城**・清**李鴻章**)
身分解放令→「えた・ひにん」の賤称廃止→解放令反対一揆
戸籍法

- ↓
- (1872) 壬申戸籍→「新平民」と記載され差別残存
徴兵告諭「血税」
- ↓
- (1873) **徴兵令**……………・大村益次郎の遺志→山県有朋が継承
・国民皆兵 (満20歳以上の男子→兵役)
・兵役免除→免役規定 (戸主・長男・代人料270円 etc)
血税一揆=徴兵令に対する農民一揆 (血税・地租改正・学制)

地租改正

〈目的〉・封建的土地領有制解体→近代的土地所有制度確立
・近代的税制確立→安定した財源確保

- 〈前提〉(71) 田畑勝手作許可→(72) 田畑永代売買解禁
- (72) 地券発行→土地所有権確認
- (73) **地租改正条例**

〈課税基準〉	石高	→	法定地価 (定額地租)
〈納税者〉	本百姓		地券所有者 = 土地所有者 (地主・自作農)
〈納税法〉	物納		金納 (ただし小作農は 物納)
〈税率〉	五公五民		地価の3%
〈農民負担〉	“旧来の歳入を減せず”		農民負担変化なし

〈その他〉 入会地 官有地 に編入
 〈影響〉 政府→安定した財源確保
 地主→土地所有権確立
 *米価高騰→利益増大
 *米価下落→小作料引上げ
 →地主有利→土地集積→寄生地主制発達の基礎
 自作農→高率地租→デフレなどで小作農への転落増加
 (76) 地租改正反対→揆
 *米価高騰→利益増大 (伊勢騒動・真壁騒動)
 *米価下落→利益減少 (77) 2.5% ↓
 竹槍でドンと突き出す二分五厘
 小作農→高率現物小作料 (一揆と士族反乱の結びつきを防止)
 *米価高騰→物納なので利益なし
 *米価下落→小作料引上げ →貧窮化

NO12 地租改正 センター2014 本試 正誤の組合せ

地租改正に関して述べた次の文a～dについて、正しいものの組合せを、下の①～④のうちから一つ選べ。

- a 地租改正反対一揆がおこり、税率は3%から2.5%に引き下げられた。
 - b 課税の基準は、地価から収穫量に変更された。
 - c 所有権を証明できない入会地は、官有地に編入された。
 - d 納税方法が、金納から物納(米納)に変更された。
- ① a・c ② a・d ③ b・c ④ b・d

正解→①

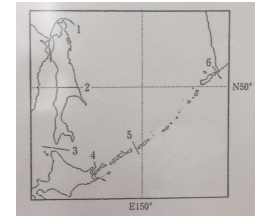
(1874) 民撰議院設立建白書 (板垣退助ら8名) → 左院 へ提出

↓
自由民権運動 (～89)

台湾出兵 (西郷従道) → (71) 琉球漂流民殺害事件 (台湾の先住民族 = 「高砂族」)
 〈背景〉 琉球帰属問題 木戸孝允下野 (征韓論がだめで台湾はよしでは矛盾する)

(1875) 樺太・千島交換条約 → 樺太→ロシア
 〈提唱〉 黒田清隆 千島列島→全島日本 (54) 日露和親条約
 〈公使〉 榎本武揚 樺太→ 雑居
 〈外務卿〉 寺島宗則 千島 択捉以南 (日)

択捉以北 (露)



江華島 事件→日本軍艦の挑発
 →朝鮮発砲→江華島攻撃→軍艦派遣 (黒田清隆)

(1876) **日朝修好条規** (不平等条約)

→・ 釜山 ほかに2港 (仁川・元山) 開港

・ 領事裁判権

・ 日本の 無関税特権

・ 「朝鮮ハ自主ノ邦」 → 朝鮮に清の 宗主権 を否定させる

金禄公債証書 (平均・華族 = 6万4千円、士族 = 500円) → 華・士族の禄制全廃

↓

秩禄処分 (武士の封建的特権の有償解消) ← 国家財政の三分の一

・ 江戸時代の俸禄→家禄

秩禄→明治政府が負担

・ 維新の功労者→賞典禄

↓ * (73) 家禄奉還の法 (秩禄公債と一時金) → (75) 現米→現金支給

* 士族授産 (資金貸付・屯田兵) → “士族の商法” で失敗→不平士族

* 士族反乱 → (74) 佐賀の乱 (江藤新平)

(76) 廃刀令 ← (71) 脱刀令

↑

神風連の乱 → 秋月の乱 → 萩の乱

〈太田黒伴雄〉〈宮崎車之助〉〈 前原一誠 〉

(77) **西南戦争** (西郷隆盛)



(1879) **琉球処分** → 沖縄県設置 (軍隊・警察により強行) → 琉球王国滅亡 → 内国植民地化

《前提》

(1429) 琉球王国 (尚巴志) 中山・北山・南山

(1609) 琉球出兵… 島津家久 (薩摩) による征服 (尚寧)

↓

「 日中両属 」 (明・清に朝貢⇄薩摩支配)

* 慶賀使・謝恩使 → 江戸幕府

(將軍交替) (国王交替)

(1872) **琉球藩** 設置 → 国王 尚泰 (藩王 → 華族の一員)

* 清の抗議

(1881) 国会開設の勅諭 ⇄ 大隈重信罷免 《 明治十四年政変 》

Pain is inevitable Suffering is optional

* **松方正義のデフレ政策** インフレ→貨幣量④→貨幣価値⑤→物価①→消費者⑥
 デフレ→貨幣量④→貨幣価値⑤→物価②→農民等生産者⑦

〈前提〉大隈財政の破綻

- ・西南戦争の戦費
- ・国立銀行の発券 不換紙幣乱発→インフレーション→歳入実質的減少→財政難
- ・近代化の諸経費

||
 (大半は定額地租)

〈松方財政〉

- * 農民を犠牲にして財政を再建し、資本主義の基礎を作った政策
- ・増税 (酒税 etc) →不換紙幣整理→**デフレーション**→歳入実質的増加→財政再建
- ・緊縮財政 正貨蓄積→(82) 日本銀行→(85) 銀兌換銀行券
- ・官業払下げ →(86) 兌換開始→**銀本位制**
- (80) 工場払下げ概則→開始
- (84) 工場払下げ概則→**本格化**

〈政商 (三井・三菱 etc) へ払下げ
 →財閥へ発展

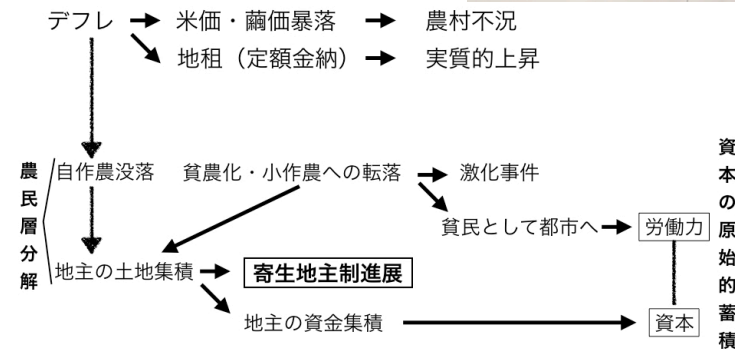
銅山は何か？を整理しておくこと

松方財政は頭で理解し説明できるようにする。

事業所	年代	払下げ先	払下げ価格
高島炭鉱	1874	後藤象二郎、のち三菱が買収	円 550,000
院内銀山	1884	古河	108,977
阿仁銅山	1885	〃	337,766
三池炭鉱	1888	三井	4,590,439
佐渡金山	1896	三菱	2,560,926
生野銀山	〃	〃	(大阪製錬所とも)
長崎造船所	1887	三菱	459,000
兵庫造船所	〃	川崎	188,029
深川セメント製造所	1884	浅野	61,741
新町紡績所	1887	三井	141,000
富岡製糸場	1893	〃	121,460

主要な払下げ工場・鉱山(年代は払下げ許可年。「日本の工業化と官業払下げ」より)

〈松方財政の影響〉



《自由民権運動》まとめ

- (1873) 征韓論→征韓派下野 (**明治六年 政変**) 下野したメンバーチェック!
- (1874) 愛国公党→ **民撰議院設立建白書** (板垣・後藤・副島・江藤ら8名) → **左院**
立志社 (土佐) 板垣退助・片岡健吉
- (1875) **愛国社** (政社の連合体・立志社中心)

← **大阪会議** → **漸次立憲政体樹立** の詔
 (大久保⇔板垣・木戸) 元老院・大審院・地方官会議

↓
 参議に復帰

新聞紙条例・讒謗律 で弾圧

- (1877) 西南戦争→* 西郷隆盛⇒武力反抗終結 (言論中心)

運動の高揚

立志社建白 (片岡健吉ら) →天皇
 国会開設・地租軽減

- (1878) **地方三新法制定** (**郡区町村編制法**・**府県会規則**・地方税規則)
愛国社再興大会→豪農・豪商参加 * 大久保暗殺される (**紀尾井坂** の変)

- (1879) 府県会開設

- (1880) **国会期成同盟** →全国的な国会開設請願 * 署名

↓
 私擬憲法作成 ← **集会条例**

- (1881) 北海道開拓使官有物払下げ事件 (**黒田清隆**) →関西貿易社 (**五代友厚**)

↓
 * 政府攻撃集中

← **参議 大隈重信 罷免** (肥前一掃→薩長政権) (ムチ)
 〈 **明治十四年 政変** 〉

← **国会開設** の勅諭 (アメ)
 (10年後の国会開設) を約束する

- 自由党 (板垣退助) * フランス流急進主義・一院制
- (1882) **立憲改進黨** (大隈重信) * イギリス流漸進主義・二院制

← 板垣・後藤外遊 (伊藤・井上のすすめ・三井資本)
立憲帝政党 (福地源一郎) * 御用政党→翌年解党

激化事件 〈背景〉 **松方財政** (デフレ政策) による農村不況 (1881~84)
 ・紙幣整理→物価暴落 (米・綿) →農民窮乏

Pain is inevitable Suffering is optional

・自作農没落→地主の土地集積→寄生地主制

福島事件…県令三島通庸の圧政 県会議長河野広中

(1884) 加波山事件 (爆裂弾←手製爆弾)

↓

自由党解党 (弾圧を回避)

秩父事件…秩父困民党 (田代栄助ら) の武装蜂起

← 軍隊による鎮圧

(1885) 大阪事件…大井憲太郎・影山英子ら→甲申事変

*『妾の半生涯』

(1886) 大同団結運動 (～89) *星亨→後藤象二郎

(1887) 三大事件建白運動 (片岡健吉ら)	[言論・集会の自由
		地租軽減
		外交失策回復→井上外交

反対→谷干城・ボアソナード、政教社、民友社などの国権論者

保安条例 (民権派 570 名、皇居から三里、三年追放) 内務大臣山県有朋

(1889) 後藤入閣→大同団結運動分裂

・欽定憲法

大日本帝国憲法 ・天皇主権・天皇神格化

・強大な天皇大権 (統帥権 etc)

57 大日本帝国憲法 早稲田 (教育) 2009

1881 年の国会開設の勅諭が出された翌年、伊藤博文はヨーロッパに留学してプロイセンの憲法を学び、帰国後ロエスレルを顧問として、【 1 】・【 2 】・【 3 】とともに憲法草案の起草に着手した。草案は 1888 年に設置された【 A 】で審議され、成案を得て、1889 年 2 月 11 日、欽定憲法として大日本帝国憲法が公布された。

帝国憲法において、天皇は国家の元首であり、統治権を総覧するものとされた。ただし、それは【 4 】にもとづかなければならないこととなった (第四条)。また、天皇は帝国議会の協賛をもって立法権を行使し (第五条)、【 5 】の補弼をもって行政権を行使し (第五十五条)、司法権は裁判所が天皇の名をもっておこなうこととされた。

さらに、天皇が議会の協賛なしに執行できる広汎な大権事項が規定された。すなわち、法律の裁可・公布・執行 (第六条)、帝国議会の召集・開会・閉会・停会と衆議院の解散 (第七条)、a 緊急勅令の公布 (第八条)、陸海軍の【 B 】 (第十一条)、宣戦・講和や条約の締結 (第十三条) b 戒厳の宣告 (第十四条) などが、天皇の専権事項とされたのである。

帝国議会はほぼ対等の権限をもつ衆議院と貴族院からなり、衆議院の立法権の行使は、c



皇族・華族および勅任議員からなる貴族院によって制約された。

問 1 空欄【 A 】【 B 】に該当する語を漢字で記入せよ。

A→枢密院 B→統帥権

問 2 空欄【 1 】【 2 】【 3 】に該当する人物 3 人を選べ。

1→伊東巳代治・井上毅・金子堅太郎

問 3 空欄【 4 】に該当するものはどれか。

ア 議会の承認 イ 議会の協賛 ウ 内閣の承認 エ 内閣の補弼 オ 憲法の条規

4→オ、憲法の条規

問 4 空欄【 5 】に該当するものはどれか。

ア 総理大臣 イ 内閣 ウ 元老 エ 国務各大臣 オ 内大臣

5→国務各大臣

問 5 下線部 a の緊急勅令が公布されたのは、次のうちどの場合か。(まだやっていないが)

ア 1910 年の大逆事件 イ 1927 年の金融恐慌時の若槻内閣による台湾銀行の救済

ウ 1928 年の治安維持法改正 エ 1930 年の金輸出解禁 オ 1939 年の国民徴用令

(1890=明治 23) 第一回帝国議会

貴族院→皇族・華族・勅任議員 (勅選議員+多額納税者議員)

衆議院→直接国税 15 円以上・25 歳以上・男子 (人口の 1.1%)

《内閣成立以後の明治史》*まとめ

〈内閣〉

(1885) 伊藤博文 (1885) 太政官制廃止→内閣制度 *宮中・府中の別

長州 (1888) 枢密院 (天皇の諮問機関) →憲法草案審議 伊藤博文

(1888) 黒田清隆 (1889) 大日本帝国憲法 (2/11)

衆議院議員選挙法 (15 円・25 歳・男子→1.1%・45 万人)

“超然演説” →超然主義 →政府は政党の動向に関わりなく

政策実現、政党内閣否認

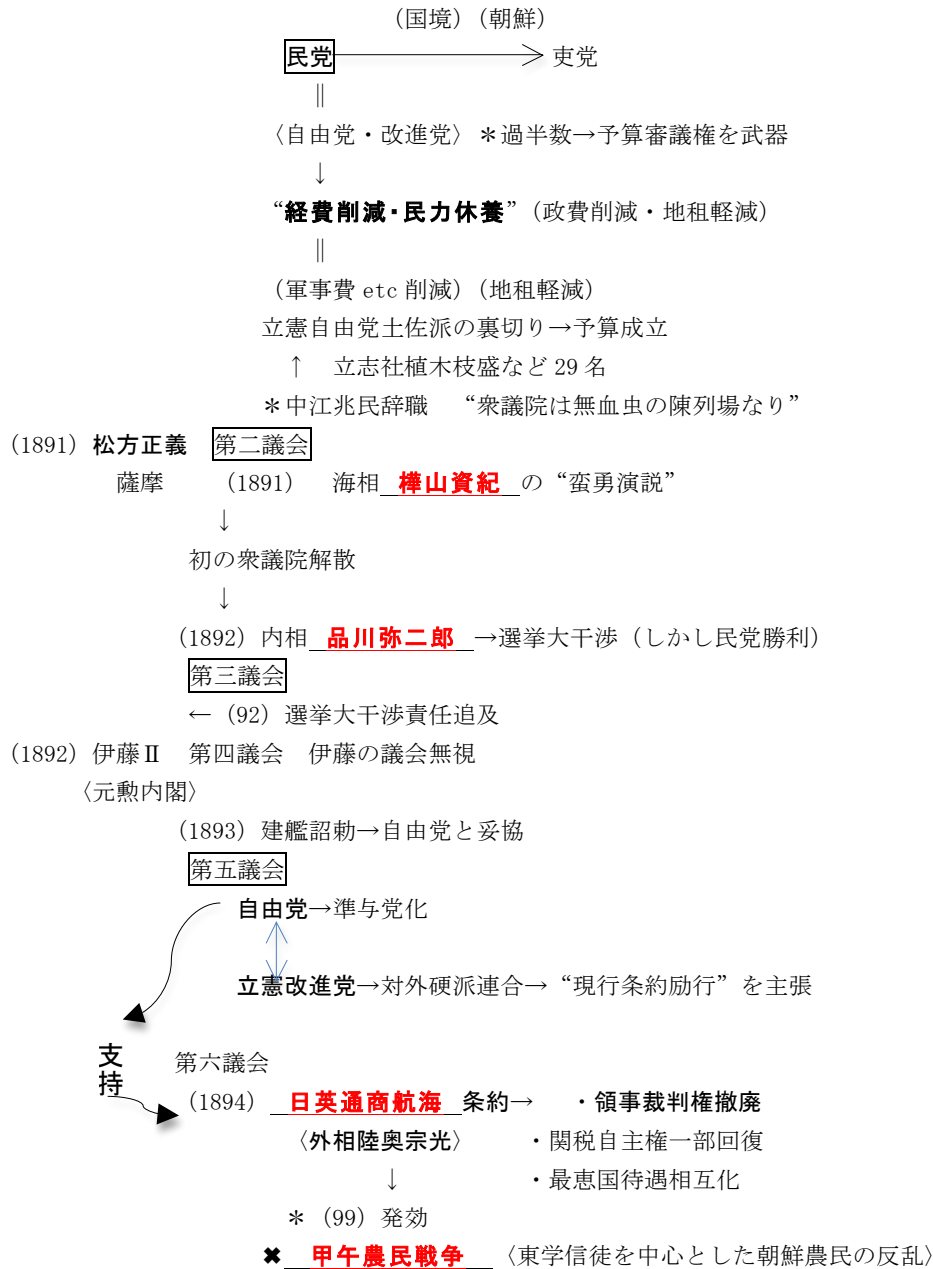
(1889) 山県有朋 (1890) 第一回帝国議会

陸軍長州閥

↓

☆ (90~94) 初期議会 (第一議会～第六議会)

政府 → “主権線・利益線” の確保 → 日清戦争準備の軍拡



↓

日清戦争 (朝鮮をめぐる日清の戦争) → 政党と藩閥政府の提携

日清戦争 早稲田(商)2013 誤文2つマークせよ!

1. 戦局は日本側の圧倒的優勢のうちに進んだ。
2. 日本軍は威海衛を占領するため、遼東半島を放棄した。
3. 清国の北洋艦隊は黄海海戦で撃破された。
4. 議会は戦争関係の予算をすべて承認した。
5. 日清戦争の戦費は当時の国家歳入の4倍に達した。

誤文 → 2・5

↓

(1895) **下関条約** → ・清は朝鮮の宗主権否定 (朝鮮の独立を認めさせる)

・ **遼東半島・台湾** ・澎湖諸島割譲

・賠償金2億両 etc

下関条約 早稲田(商)2013 誤文2つマークせよ!

1. 清国朝鮮に駐留スルノ兵を撤シ、日本国朝鮮ニ在リテ使館ヲ護衛スルノ兵辨ヲ撤ス
2. 清国ハ朝鮮国ノ完全無欠ナル独立自主ノ国タルコトヲ確認ス
3. 清国ハ軍費賠償金トシテ庫平銀二億両ヲ日本国ニ支払フヘキコトヲ約ス
4. 清国ハ澎湖諸島ヲ永遠ニ日本国ニ割與ス
5. 将来朝鮮国若シ変乱重大ノ事件アリテ日中兩國ハ一國兵ヲ派スルヲ要スルトキハ応ニ先ツ互ニ行文知照スヘシ。

誤文 → 1・5

* 台湾植民地化 → 台湾総督府 (**樺山資紀**)

三国干渉 (露仏独) → 遼東半島返還 “臥薪嘗胆” = 3000 万両と交換

(1896) 自由党と提携 (内相 **板垣退助**)

(1896) 松方 II 進歩党と提携 (外相 **大隈重信**)

(松隈内閣) (立憲改進黨)

為替レート

(1897) 金本位制 ← 日清戦争の賠償金 * 100 円 = 金 75g = 約 50 ドル

(1898) 伊藤 III ← (98) **地租増徴案否決**

(1898) **大隈重信** * 初の政党内閣 (内相板垣) = **憲政党** (自由党 + 進歩党)

||

板垣 + 大隈

衆議院の多数党を基礎とする内閣 → 多数党の党首を首相とする

→ 大臣の大半は多数党の政党员

憲政党 (自由党系)

← (98) 憲政党分裂

憲政本党 (進歩党系)

大隈重信内閣 早稲田 (商) 2014 誤文を2つマークせよ

1. 自由党と進歩党の合同によって結成された憲政党を基礎とした。
- 2.

(1898) 山県Ⅱ (1898) **地租増徴案可法** (3.3%↑) 憲政党の支持

(1899) **文官任用令改正** → 政党の官界進出防止 (政党員が官僚✕)

(1900) **治安警察法 制定** → 社会運動の弾圧 (労働運動など)

衆議院選挙法 改正 (10円↓・25歳・男子→2.2%・98万人)

軍部大臣現役武官制 → 組閣に軍の同意・軍による合法的倒閣可能

立憲政友会 (伊藤) ← 憲政党吸収 ← “嗚呼自由党死す” (幸徳秋水)

山県有朋内閣 早稲田 (商) 2014 誤文を2つマークせよ

1. 軍に政党の影響が及ぶのを防ぐため軍部大臣現役武官制を定めた。
2. 政党員の官吏任用を制限するため、文官分限令を制定した。
3. 衆議院選挙法を改正して、選挙権の納税資格を引き下げた。
4. 義和団事件に対して、欧米列強とともに軍隊を派遣した。
5. 憲政党の反対をおさえて地租増徴案を成立させた。

誤文→2・5。文官分限令でなく文官任用令、憲政党の支持で成立させた。

(1900) 伊藤Ⅳ (1901) **社会民主党** (初の社会主義政党) → 禁止

幸徳秋水・片山潜・安部磯雄 (早稲田野球部創建→早慶戦開始)

← (01) 貴族院と対立

(1901) 桂太郎 ***元老**= 天皇の最高顧問、超憲法的・非制度的存在
(陸軍長州閥) 首相推薦、重要国策決定

伊藤博文・山県有朋・黒田清隆・松方正義・井上馨

西郷従道・大山巖+桂太郎・西園寺公望

* 桂園時代→桂太郎 (←山県)

“政権のたらい回し” *非立憲的

西園寺公望 (←伊藤)

(1904) **日露戦争**=韓国・満州をめぐる日露の帝国主義戦争

(背景) 韓国・満州をめぐる日露の対立

列強の中国分割←日清戦争の敗北

(1899~1900) ✕ **義和団** 事件 (中国民衆の抵抗) “扶清滅洋”

(1900) ✕ **北清事変** (山県Ⅱ) → 8カ国連合軍 (欧米・日本) による鎮圧

*最大兵力→“極東の憲兵”

(1901) **北京議定書** → 列国の北京駐在権→支那駐屯軍

(辛丑和約) 賠償金4億5000万

* (37) 盧溝橋事件→日中戦争

*以後もロシアの満州駐留→日露対立

義和団事件 早稲田 (商) 2010 誤文2つマークせよ!

1. 列強の中国進出に反対した遼東半島の民衆が、扶清滅洋を叫んで蜂起した事件である。
2. 清朝政府独力では乱を鎮圧できなかったため、列強に鎮圧を依頼した。
3. 日本人を含む外国人も殺害され、英・米・日・露など8カ国連合軍が出兵した。
4. 乱の鎮定後、列強は北京議定書を調印して守備兵が北京に駐留することを認めさせた。○
5. この事件後も、ロシアは満州占領を継続し、日露戦争の遠因となった。○

誤文→

《政府》 **日露協商論** (伊藤・井上) → “満韓交換” (戦争回避)

日英同盟論 (山県・桂・小村)

(1902) **日英同盟協約** → (05) 二次 → (11) 三次

(対露軍事同盟) *インドまで拡大 *米は適用外

英独対立 日露戦争後の満州支配をめぐる日米対立

《民間》・主戦論→七博士意見書 (戸水寛人ら)・**対露同志会** (近衛篤磨・頭山満)

・非戦論→社会主義者→**幸徳秋水・堺利彦** (平民社) 帝国主義戦争反対

キリスト教徒→内村鑑三

文学者→与謝野晶子「君死にたまふことなかれ」

“旅順口包囲軍の中にある弟を歎きて”『**明星**』が出版

大塚楠緒子「お百度詣で」『太陽』

(1904) **日露開戦** *戦費17億円 (うち外債7億円・内債6億円)

日露戦争の戦費 早稲田(商)2013 正文2つ選択せよ!

1. 織物消費税
2. 砂糖消費税
3. 営業税
4. 通行税
5. 所得税

正解→1・4。テキスト16参照せよ!

日本→国力限界

米大統領 セオドア＝ローズヴェルト の調停

ロシア→ロシア第一革命

(1905) ポーツマス条約 → ・日本の韓国指導権

- ・ 旅順・大連 (関東州) 租借権
- ・ 東清鉄道 南満州支線 (長春～旅順)
- ・ 南樺太割譲 (北緯 50 度以内)
- ・ 沿海州漁業権 *賠償金なし

* (06) 関東都督府 →

- (行政) 関東庁
- (19)
- (軍事) 関東軍 (関東州と満鉄の警備)

(06) 南満州鉄道株式会社 → 半官半民の国策会社

(05) 日比谷焼打ち 事件 (←戒厳令)

NO65 ポーツマス条約 早稲田(商)2009 誤文2つマーク

日露戦争後のポーツマス条約に関する記述として、誤っているものを2つマークせよ。

1. 韓国に対する日本の全面的な指導・監督権を認めさせた。○
2. ロシアが満州に持っていた鉄道利権を日本にすべて委譲させた。✖すべてではない。
3. ロシアが持っていた奉天や旅順の租借権を日本に委譲させた。✖奉天でなく大連
4. 北緯50度以南の樺太と付属諸島を日本に譲渡させた。○
5. 沿海州・カムチャッカでの日本の漁業権を認めさせた。○

誤文→2・3

授業テキストで確認!

(1906) 西園寺公望 (1906) 日本社会党 =初の合法的社会主義政党→(07) **禁止**
(政友会総裁・公家)

政友会の積極政策 → 鉄道国有法 *国有(9割) > 民営

← (08) 赤旗 事件→堺利彦・大杉栄・荒畑寒村ら検挙 * **盲点注意**

(1908) 桂 II (1910) 韓国併合条約 → 朝鮮植民地化 * 朝鮮総督府 (寺内正毅)

* 大逆 事件→幸徳秋水(アナーキスト)・管野スガラ 12名処刑

“冬の時代” (『火の柱』木下尚江)

・ 徳富蘆花 → 『謀叛論』

・ 石川啄木 『時代閉塞の状況』

* 国家批判

* 社会批判を失った自然主義の現状を批判

・ 永井荷風 → “戯作者宣言” → 耽美主義

(1911) 特別高等警察 (警視庁に設置) → (28) 全国に設置

工場法 (12歳・12時間・15人以上の工場) → (16) 実施

新日米通商航海条約 → 関税自主権完全回復

(外相小村寿太郎)

《大正期(1912~26)の歴史》 * まとめ

1911 西園寺 II 1912 明治天皇死去 → 大正

陸軍の 二個師団増設 要求を拒否 (財政難が理由)

↑ 朝鮮支配 / 辛亥革命

陸相 上原勇作 辞職 → 倒閣 (← 軍部大臣現役武官制)

単独で 帷帽上奏 し 陸相辞任

陸軍二個師団増設問題

1912 桂 II * 内大臣 から組閣 → “宮中・府中の別” を乱すと批判

↳ 天皇を補弼

1912~3 第一次護憲運動 “閥族打破・憲政擁護”

↳ 尾崎行雄 (立憲政友会)

* 交詢社 (慶応・立憲改進黨)

↳ 犬養毅 (立憲国民党)

1913 桂 → 立憲同志会 (桂派官僚 + 国民党反犬養派) → 御用政党化

↑

数万の民衆の議会包囲→桂退陣（55日で退陣）

元老山県→寺内を推す ←13 **大正政変**

1913 **山本権兵衛** *準政党内閣的性格（政友会→内相原敬）
〈海軍薩摩閥〉

1913 **軍部大臣現役武官制** 廃止
↳予備役・後備役も可能に 山県Ⅱの政策改変
文官任用令 再改正

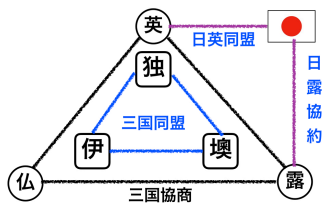
←14 **ジーマンス** 事件……海軍高官の汚職で辞任

1914 **大隈** Ⅱ 1914 第一次世界大戦

《原因》 英独の対立＝帝国主義列強間の対立
*独の3B政策（ベリリン→ビザンティウム→バクダット）
↑↓
*英の3C政策（カイロ→ケープタウン→カルカッタ）
*三国同盟 ←————→ 三国協商
〈独・奥・伊〉 〈英・仏・露〉
*バルカン問題 パン＝ゲルマン主義⇔パン＝スラブ主義
〈独・奥〉 〈露・セルビア〉

《発端》 1914 サラエボ事件（セルビア青年→オーストリア皇太子を暗殺）

《参戦》 対独参戦（目的） **中国進出**
（口実） **日英同盟の誼**
→ **青島・南洋諸島** 占領



1915 対華二十一条要求→ **袁世凱** 政権

- ① **山東省** のドイツ利権継承
- ② **南満州** 鉄道及び **東部内蒙古**
- ③ **福建省** の他国への不割譲を再確認
- ④日中 **合併** 事業の承認
- ⑤中国政府顧問として **日本人** を雇用→⑤は中国が拒否

↑

1916 第四次 **日露協約** ……極東の特殊権益の相互承認

←16 元老の圧迫（大隈内閣✕）

1916 **寺内正毅** 1917~8 **西原借款**（1億4500万）→ **段祺瑞** 政権



《目的》・中国での権益拡大→資本輸出→ **在華紡**（三井＝政友会）
・中国の内乱助長（北京政府 ↔ 広東政府）
1917 金輸出再禁止→国際金本位制離脱
石井・ランシング 協定（日米）
〈中国の領土保全・門戸開放・機会均等〉

加藤高明の報告文書 早稻田(商)2010

加藤高明の報告文書の第一次世界大戦に参戦するに至った理由を2つ選べ。

1. 袁世凱没後、中国は混乱しているので、これを鎮める絶好の機会だ。
2. ロシア革命の余波が満州に及んでおり、わが国も大陸に防波堤を築くべきである。
3. ドイツは九州沿岸にも進出し、わが国の対外貿易をも妨げているので追っ払うべきだ。
4. 日英同盟の情宜からいって、これを助けるのが正常だ。
5. 三国干渉でドイツにひどい目にあっただので、それに報いるいい機会だ。

正解→4・5

加藤高明の報告文 早稻田(政経)

「…日本は今日同盟条約の義務に依って参戦せねばならぬ立場には居ない。条文の規定が日本の参戦を命令するような事態は、今日のところでは未だ発生しては居ない。ただ、一つは（ ① ）からの依頼に基づく同盟の情宜と、一つは帝国が此機会に独逸の根拠地を東洋から一掃して、国際法上に一段と地位を高める利益と、この二点から②参戦を断行するのが機宜の良策と信ずる」史料 ①の国と②の人物名が出た（早稻田）政経。

①→イギリス ②→ 加藤高明

Pain is inevitable Suffering is optional